

第26期中野区都市計画審議会委員名簿

(任期：令和7年(2025年)6月26日～令和9年(2027年)6月25日)

区分		氏 名	備 考
学 識 経 験 者 (5)	1	おおさわ あきひこ 大澤 昭彦	東洋大学理工学部准教授
	2	おおさわ まさはる 大沢 昌玄	日本大学理工学部教授
	3	さなだ じゅんこ 真田 純子	東京科学大学環境・社会理工学院教授
	4	だいもん はじめ 大門 創	國學院大學観光まちづくり学部准教授
	5	ふじが まさと 藤賀 雅人	工学院大学建築学部教授
区 民 (10)	6	たかはし さちこ 高橋 佐智子	中野区町会連合会
	7	あおき たけし 青木 武	中野区商店街連合会
	8	いしい ひろみ 石井 弘美	東京都宅地建物取引業協会第十ブロック（中野区支部）
	9	ごみ のりふみ 五味 伯文	東京都建築士事務所協会中野支部
	10	にしむら たけとし 西村 剛敏	東京商工会議所中野支部
	11	たかやま よしあき 高山 義章	中野工業産業協会
	12	いけだ けいこ 池田 恵子	公募
	13	おかだ じろう 岡田 二郎	公募
	14	じんの せいいちろう 甚野 誠一郎	公募
	15	やまぐち たかゆき 山口 尚之	公募
区 議 会 議 員 (7)	16	ひやま たかし ひやま 隆	立憲・国民・ネット・無所属議員団
	17	さかい たくや 酒井 たくや	立憲・国民・ネット・無所属議員団
	18	いちかわ しんたろう 市川 しんたろう	自由民主党議員団
	19	いとう まさのぶ 伊藤 正信	自由民主党議員団
	20	しらい ひでふみ 白井 ひでふみ	公明党議員団
	21	ひらやま ひであき 平山 英明	公明党議員団
	22	はとり だいすけ 羽鳥 だいすけ	日本共産党議員団
行 政 機 関 (3)	23	ありかわ やすひろ 有川 泰広	東京消防庁中野消防署長
	24	くさば かつひこ 草場 勝彦	警視庁中野警察署長
	25	やまさき かすみ 山崎 かすみ	東京都第三建設事務所長

都市計画審議会委員は条例で25人以内となっている。

【令和7年（2025年）6月26日現在】

令和7年度(2025年度) 中野区都市計画審議会幹事名簿

	職 名	氏 名
1	都市基盤部長	まつまえ ゆかこ 松前 友香子
2	都市基盤部都市計画課長	つかもと こうじ 塚本 剛史
3	都市基盤部道路管理課長	ながぬま みはる 長沼 美春
4	都市基盤部道路建設課長	たかだ ひとし 高田 班
5	都市基盤部公園課長	みやざわ しんじ 宮澤 晋史
6	都市基盤部建築課長	いしはら ちづる 石原 千鶴
7	都市基盤部交通政策課長	むらた けんすけ 村田 賢佑
8	都市基盤部住宅課長	かいだ ともひろ 會田 智浩
9	まちづくり推進部長	かど ひでゆき 角 秀行
10	まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり担当部長	ちだ しんじ 千田 真史
11	まちづくり推進部まちづくり計画課長	おばた かずたか 小幡 一隆
12	まちづくり推進部野方以西担当課長	にながわ とおる 蜷川 徹
13	まちづくり推進部まちづくり事業課長	やまぎし たかひろ 山岸 高広
14	まちづくり推進部まちづくり用地担当課長	つじ たかお 辻 隆夫
15	まちづくり推進部街路用地担当課長	たなか つねお 田中 常夫
16	まちづくり推進部新井薬師前・沼袋駅周辺まちづくり担当課長	あおき たかみち 青木 隆道
17	まちづくり推進部防災まちづくり担当課長	やすだ みちたか 安田 道孝
18	まちづくり推進部中野駅周辺まちづくり課長（中野駅新北口駅前エリア担当課長兼務）	おおみ じゅんいち 近江 淳一
19	まちづくり推進部中野駅地区・周辺基盤整備担当課長（中野駅周辺エリアマネジメント担当課長兼務）	いのうえ ゆうき 井上 雄城
20	まちづくり推進部中野駅周辺地区担当課長	おおみなみ りゅうじ 大南 隆司

【事務局】

1	都市基盤部都市計画課長	つかもと こうじ 塚本 剛史
2	都市基盤部都市計画課庶務係長	うえまつ じゅんこ 植松 純子
3	都市基盤部都市計画課庶務係主事	ながおか こうだい 永岡 航汰

中野区役所代表 03（3389）1111

中野区都市計画審議会条例

平成12年3月28日
条例第35号

中野区都市計画審議会条例(昭和46年中野区条例第19号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第77条の2第1項の規定に基づき、中野区都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第2条 審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び区議会の議員につき、区長が任命する。

2 区長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは東京都の職員又は区民のうちから、審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、15人以上25人以内とする。

4 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

5 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

6 臨時委員及び専門委員は、区長が任命する。

(委員等の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項の調査審議期間とする。

4 専門委員の任期は、当該専門の事項の調査期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙により定める。

3 副会長は、委員の互選により定める。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の中野区都市計画審議会条例第3条の規定により任命又は委嘱された委員は、第2条第1項又は第2項の規定により任命された委員とみなす。
- 3 第2条第3項中「25人」とあるのは、平成12年8月1日前に限り、「35人」とする。

中野区都市計画審議会条例施行規則

昭和46年12月14日

規則第41号

(趣旨)

第1条 この規則は、中野区都市計画審議会条例(平成12年中野区条例第35号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第2条第1項及び第2項の規定により任命する委員の数は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者 5人以内
- (2) 区議会議員 7人以内
- (3) 区民 10人以内
- (4) 関係行政機関又は東京都の職員 3人以内

(代理出席)

第2条の2 条例第2条第2項の規定により任命する委員(関係行政機関又は東京都の職員である者に限る。)が、やむを得ない理由により中野区都市計画審議会(以下「審議会」という。)の会議に出席できないときは、当該委員を代理する者が代理者として当該会議に出席し、審議会の議事に参与し、議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、あらかじめその旨を会長に申し出るとともに委任状を提出しなければならない。

2 前項の規定により代理することができる者は、当該委員の所属する行政機関における課長の職と同等以上の職にある者で、当該委員があらかじめ指名するものとする。

(関係者の意見聴取等)

第3条 審議会は、必要があると認めるときは、学識経験者その他関係者の意見を聴くことができる。

2 審議会は、前項の規定により意見聴取等を行おうとする場合は、その旨を区長に通知しなければならない。

3 第1項の規定による学識経験者その他関係者の招請は、会長が行う。

(会議の公開)

第4条 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、審議会の議決により会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 会議において個人情報を取り扱う場合において、当該個人情報を保護する必要があるとき。
- (2) 会議を公開することにより公正かつ円滑な審議が阻害されるおそれがあるとき。

(傍聴人)

第5条 傍聴人の数は、25人以内とする。

2 傍聴人は、前条の規定により審議会の会議の全部又は一部が非公開とされたときは、速やかに退場しなければならない。

(準用)

第6条 中野区建築審査会傍聴規則(昭和58年中野区規則第29号)第2条及び第4条から第9条までの規定は、審議会の会議の傍聴について準用する。

(幹事)

第7条 審議会の事務を補助させるため、審議会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、会長の申出により、区の職員のうちから区長が任命する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市基盤部において処理する。

(委任)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年5月1日規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年11月1日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日規則第16号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年7月18日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年12月20日規則第68号抄)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年6月15日規則第42号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年7月12日規則第39号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日規則第42号)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 平成12年8月1日前に限り、第2条第2項中「7人」とあるのは「13人」と、同条第3号中「9人」とあるのは「13人」とする。

附 則(平成13年3月31日規則第30号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月30日規則第58号)

この規則は、平成14年10月19日から施行する。

附 則(平成16年3月31日規則第36号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年11月20日規則第90号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月24日規則第20号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月14日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

中野区建築審査会傍聴規則

昭和 58 年 6 月 17 日
規則第 29 号

(目的)

第 1 条 この規則は、中野区建築審査会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴の申し出)

第 2 条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴を希望する旨を係員に申し出、傍聴人名簿に所定の事項を記載しなければならない。

2 傍聴人名簿に記載した者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴人名簿に記載した日に限り会議を傍聴することができる。

(傍聴人の数)

第 3 条 傍聴人の数は、議長が会議場の広さ等を勘案して定める。

(傍聴の受付)

第 4 条 傍聴の申し出は、会議の当日、会議場入口にて先着順に受け付ける。

(傍聴できない者)

第 5 条 次の各号の一に該当する者は、会議場に入ることができない。

- (1) 銃器、刀剣その他人に危害を加えるおそれのある物を所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、はち巻き、腕章の類を所持している者
- (5) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機の類を所持している者。
ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (6) ラッパ、太鼓その他楽器の類を所持している者
- (7) 前各号に掲げる者のほか、審理を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、会議場内では静粛にし、次に掲げる事項を守らなくてはならない。

- (1) 会議場内における発言に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 発言、私語等をしないこと。
- (3) はち巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) みだりに席を離れないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、審理の妨害となる行為をしないこと。

(撮影等の禁止)

第 7 条 傍聴人は、会議場において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。

(議長等の指示)

第 8 条 議長は、傍聴人に対し、会議場の秩序を維持し、円滑な審理を確保するため必要な指示をし、又は係員に指示をさせることができる。

2 傍聴人は、議長及び係員の指示に従わなければならない。

(違反者に対する措置)

第9条 議長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、これを制止し、傍聴人がその命に従わないときは、傍聴禁止を宣言し、又は退場を命じることができる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この規則は、昭和58年7月1日から施行する。